四万十町文化的施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町における文化的施設(図書館、美術館、歴史民俗資料館等)の在り 方及びそれらの整備に関する検討を行うため、四万十町文化的施設検討委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 文化的施設の有効な活用に関すること。
 - (2) 文化的施設の整備に関すること。
 - (3) その他、町長が必要と認めること。

(組織

第3条 委員会は委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)	四万十町社会教育委員	1人以内
(2)	四万十町立図書館協議会委員	1人以内
(3)	四万十町立美術館運営審議会委員	1人以内
(4)	四万十町文化協会々員	1人以内
(5)	四万十町文化財保護審議会委員	1人以内
(6)	四万十町立小中学校PTA連絡協議会々員	1人以内
(7)	四万十町立小中学校長	1人以内
(8)	四万十町内高等学校長	1人以内
(9)	四万十町保育所長	1人以内
(10)	四万十町保育所保護者会連合会々員	1人以内
(11)	有識者	1人以内
(12)	公募による者	3人以内
(13)	四万十町立図書館又は美術館利用者	2人以内

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。
- 2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等 を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、四万十町教育委員会生涯学習課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。